

令和7年度第1回八街市総合教育会議議事録

期 日	令和7年10月8日（水）	
開 会	午前10時00分	
閉 会	午前10時51分	
場 所	八街市役所特別会議室	
出席者	(構成員)	
	市長	北 村 新 司
	教育委員会教育長	浅 尾 智 康
	教育委員会教育長職務代理者	山 田 良 子
	教育委員会委員	吉 田 昌 弘
	教育委員会委員	近 藤 博
	教育委員会委員	伊 藤 良 子
	(出席職員)	
	副市長	大 木 俊 行
	総務部長	秋 葉 忠 久
	総務部総務課長	牛 川 孝 正
	総務部財政課長	峯 島 健 二
	教育部長	川 津 和 久
	教育委員会教育部教育総務課長	塚 本 廣
	教育委員会教育部学校教育課長	榎 原 岳
	教育委員会教育部スポーツプラザ所長	宮 内 史
	教育委員会教育部教育総務課施設係長	瀬 山 邦
	教育委員会教育部学校教育課指導主事	内 藤 智 仁
	教育委員会教育部学校教育課指導主事	刀 祜 悅 宏
	教育委員会教育部スポーツプラザ管理係長	中 川 光 伯
	(事務局職員)	
	総務課主幹	荻 嶋 隆 晃
	総務課総務係長	栗 原 孝 治

議 題 (1) 多様なこどものニーズへの対応について

①いじめ防止対策の推進について

②医療的ケアを必要とする児童生徒への適切な対応について

(2) 体育館等空調設備設置について

(3) その他

【会議概要】

総務課総務係長

定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第1回八街市総合教育会議を開催いたします。

傍聴人はおりませんので直ちに会議に入ります。

はじめに、北村市長よりご挨拶をお願いいたします。

北村市長

令和7年度第1回八街市総合教育会議を開催したところ、浅尾教育長をはじめ、教育委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素より、学校教育、社会教育、スポーツの振興に、ご尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、前回の会議におきましては、「八街市教育大綱について」及び「第2期八街市教育振興基本計画について」、委員の皆様から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

本日の会議は、「多様な子どものニーズへの対応について」及び「体育館等空調設備設置について」を議題としております。

この会議は、教育委員会との意見交換をさせていただく貴重な場と考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして

私の挨拶といたします。

総務課総務係長

ありがとうございました。

続きまして、浅尾教育長よりご挨拶をお願いいたします。

浅尾教育長

本日はご多用の中、北村市長はじめ皆様に、第1回総合教育会議を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

また、市長部局の皆様には、日頃から教育委員会の取組に対しまして、特段のご理解ご支援いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

前回、開催していただきました総合教育会議では、八街市教育大綱と八街市教育振興基本計画が議題となりました。

八街市教育大綱につきましては、社会情勢が日々変化している中におきましても変わることのない普遍的な理念であることから、一部の用語を補正した上で、終期を定めず、平成30年度に策定した大綱を継承することを確認していただきました。

また、第2期教育振興基本計画につきましては、第1期計画の実施状況や課題等を整理・分析した上で、国や県の教育振興基本計画を参照し、八街市総合計画2025との整合性が保たれた指針を策定することができるよう意見交換をさせていただいたところでございます。

そこで、今回の総合教育会議では、今年度から教育振興基本計画の具体的な施策に取り組んでおりますことを踏まえて、今後の取組の充実が求められる施策を議題とさせていただきました。

1つ目の多様な子どものニーズへの対応につきましては、目標1-3「豊かな心の育成」において、重点的に取り組むこととしております「いじめ防止対策の推進」、そして、目標1-2「多様な教育的ニーズの把握と指導・支援の充実」の施策、「特別支援教育の拡充と充実」に関連する医療的ケアを必要とする児童・生徒への適切な対応の2項目を取り上げていただきました。

2つ目の体育館等空調設備設置は、目標1-4「教育機会の拡充、教育施設の整備」の中の「学校教育施設の整備」に関連する取組でございます。

国も避難所となる小中学校体育館等への空調設備設置を加速するため、特例交付金の創設など、さらなる支援の充実を図っておりますことから、本市の今後の取組につきまして、協議させていただきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、教育大綱及び教育振興基本計画を柱として、本市の教育施策を推進するため、市長部局の皆様と力を合わせ、次代を担う子どもたちの健全育成の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き力強いご支援をお願い申し上げます。

それでは本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課総務係長

ありがとうございました。

それでは早速議題に入ります。八街市総合教育会議運営要綱第3条の規定により、会議の議事進行は市長が行うと規定されておりますので、進行を市長にお願いいたします。

北村市長

それでは八街市総合教育会議運営要綱第3条の規定によりまして、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

議事に入ります。

議題（1）「多様な子どものニーズへの対応について」を議題とします。

「①いじめ防止対策の推進について」事務局より説明をお願いします。

事務局より説明をお願いします。

内藤指導主事

私からは、「八街市いじめ防止対策の推進」について説明いたします。

資料の1ページ目をご覧ください。

まず、「1 背景」の「(1)『いじめ』とは」についてお伝えいたします。

「いじめ防止対策推進法 第2条」において、「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものであると定義されています。

それを踏まえて、「(2) 千葉県のいじめの現状と課題」についてまとめた、2ページの資料①をご覧ください。「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から、千葉県の「いじめの認知状況等」と「いじめの態様」を抜粋したものです。

「1 いじめの認知状況等」については、いじめに対する理解の深まりや、早期発見・早期解決を目指そうとする姿勢から、積極的に認知する傾向にあり、年々増加しております。

また、「2 いじめの態様」では、小・中学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口」「軽くぶつかられる、叩かれる」「仲間はずれ、集団による無視」の件数が多い中で、「ひどくぶつかられる、叩かれる」や「金品を隠されたり、盗まれたりする」などの深刻な事案も見られました。

次に、3ページの資料②「いじめ重大事態について」をご覧ください。

「いじめ防止対策推進法 第28条」において、「いじめの重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」と「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」と定義されています。

「1 千葉県いじめ重大事態件数」では、令和4年度から令和5年度にかけて、重大事態の件数がかなり増加していることがわかります。また、「2 一般的な重大事態調査の流れ」は、重大事態が発生した後の学校や、市の教育委員会、地方公共団体の動きについてまとめたものとなっております。「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、このような、重大事態を調査する上で必要な内容が定められています。

それでは、1ページの「1 背景」の「(3) いじめ重大事態について」にお戻

りください。

いじめ防止対策推進法第28条及び第30条には、いじめ重大事態発生時に、学校やその設置者が実施しなければならない、以下の内容について明記されています。

重大事態が発生した場合、まず、市の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告しなければならないこと、その後学校の設置者または学校が主体となり、事実関係を明確にするための調査を行うこと。さらに、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供することが義務付けられています。

そして、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、その調査にあたって、特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた組織を設けることや、調査組織の構成については、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行い、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討することが望ましいとされています。

続いて、「2 八街市の現状」についてです。

八街市においても、いじめの認知件数については、令和3年度から5年度にかけて、小中学校ともに増加傾向にあります。また、いじめの態様についても、千葉県と同様に、「冷やかしやからかい、悪口」「軽くぶつかられる、叩かれる」「仲間はずれ、集団による無視」の件数が多い中で、「ひどくぶつかられる、叩かれる」や「金品を隠されたり、盗まれたりする」等の深刻な事案も見られます。

このようないじめを防止する対策として、本市では3つの取組をしております。

1つ目は、市内小中学校と近隣高校の生徒指導主事や、警察、関係機関をメンバーとした「小中高生徒指導連絡協議会」の開催です。年に3回、様々な生徒指導上の諸課題の未然防止や早期解決に向けた情報交換や研修を行っております。

さらに、そのうちの2回を「いじめ問題対策連絡協議会」と位置づけ、いじめを予防するための対策や、いじめが起きた際の学校としての対応方法等についての協議を行っております。

2つ目は、学校いじめ防止基本方針の活用です。各学校では、国、県、市のいじめ防止基本方針を参考に、各校の実状に合わせたいじめ防止基本方針を策定し、より実効性の高い取組を実行するために、毎年、点検・見直しを行っています。

また、改訂したものについては、保護者・地域と共に理解を図り、地域全体でいじめ防止に取り組むために、ホームページにも掲載しております。

3つ目は、定期的ないじめ調査アンケートや教育相談の実施です。

児童生徒の話を聞く機会を計画的に設けることで、いじめの早期発見・早期対応に努めています。

また、本市での、重大事態の発生件数については、令和4年度から6年度にかけて0件となっておりますが、SNSの普及や人間関係の希薄化など、社会全体の変化を背景として、いじめの問題は、さらに多様化かつ複雑化していくことが考えられるため、いつ発生するかわからない「いじめ重大事態」に備えた体制を整備しておく必要があります。

また、重大事態発生時には、まずは教育委員会が設置する調査会において調査を行いますが、事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、第三者委員会による調査が必要となる場合もあります。

以上の状況を踏まえた上で、「3 今後の方向性」について、お伝えいたします。

地方公共団体は、いじめ防止対策推進法第6条の規定により、いじめの防止等の対策について、「当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、同第14条第1項では、条例の定めるところにより、「いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる」と規定されています。

そこで、本市としても、いじめ重大事態の調査を行う第三者委員会の設置などを規定する条例を制定し、適切な調査・報告ができる環境を整えることで、いじめの根絶を推進していく所存です。

「八街市いじめ防止対策の推進」については以上となります。

北村市長

いじめ防止対策推進法では「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」としています。

いじめも、教育を受ける権利を侵害することも到底許されるものではありません、私たち、大人はこどもたちが安心して教育を受ける権利を守る義務があると考えます。

安全安心な学校づくり、環境づくりが重要だと感じています。

委員の皆様からもご意見を伺いたいと思います。

山田教育長職務代理者

事務局の説明にありました様に全国的にも、また県においてもいじめの認知件数は増えております。

令和4年度以降、本市においては、いじめの重大事態は起きていないとのことでが楽観視することはできないと思います。

日ごろから、こどもたちは、いろいろな悩みを抱えて生活し、学習しておりますので、それぞれの思いを広く受け止めて、SOSを見逃さないようにすることが第一だと思います。

また、いじめに対応する仕組みを教育委員会と市長部局においてしっかりと制度化する必要があると思います。

吉田委員

いじめ防止の対策はいろいろ講じられていると思いますがなかなかなくなりません。

また、実際のいじめ被害については、教育委員会と学校で相談しながら、解決する努力を行うのですが、被害者の立場からすると、教育委員会も学校も学校のために対応していると感じてしまう部分があるかと思います。

事務局から説明がありましたように公正中立な第三者委員会による調査が重大事態の場合には、必要になってくるのではないかと私は思います。

近藤委員

いじめの重大事態は、いつ起こるかわかりませんが、起こってしまったときは、適切な調査が行われる必要があります。

そのためには、被害者のこころに寄り添った形の公平性、中立性のある第3者委員会を立ち上げることは大事だと思います。

本市においても速やかに第三者委員会の設置のための条例を制定するなど、体制の整備をお願いしたいと思います。

伊藤委員

いじめの内容が、年々複雑化したり、深刻なものとなってきております。

今後、本市においても重大事態が起きないとは言い切れない状況にあるのかなと感じました。

重大事態が起きた際に迅速に調査を行って、解決することがこどもたちにとって、落ち着いた生活環境となりますし、そのような環境づくりが私たちの責任だと感じています。

浅尾教育長

残念ながら報道でもありますように全国各地でいじめの重大事態が発生しております。

生徒の自殺などの深刻なケースにおいては、教育委員会の調査に対して遺族側から、学校の意見に傾いた調査になるのではないかと懸念が示されるケースも少なくありません。

現在、千葉県のいじめ対策調査委員を務めていますけども県立学校で起きた事案を見ても、同じような状況が見られております。

市としても、いじめは絶対に許されないんだという姿勢を明確に示して、さらに重大事態が発生した場合にも、適切に対応できる体制を備えておく必要があると考えております。

また、こどもたちに対しては、各学校でストレスの出し方教育に取り組んで、こどもたちにも周知しておりますけども、教育委員会としては、教職員がこどものSOSをキャッチできるよう、感性を研ぎ澄ましていくような研修なども、必要になっていくと考えております。

教育委員会と学校で力を合わせて、いじめの根絶に取り組んでいきたいと考えております。

北村市長

今、現場では、いじめ・不登校等の「生徒指導上の課題」、「特別支援教育の充実」、外国にルーツを持つ児童生徒等への対応の「新たな教育課題への対応」など様々な課題が指摘がされています。

教育委員さんからもご指摘がありました。

何かあった場合には、第三者委員会のことも検討課題だというようなご意見でございました。

これらの複雑化・多様化した課題を解決するには様々な課題に個々の教員が個別に取り組むのではなく、チームとして取り組む必要があると指摘されています。

今後も様々な課題解決に向け、より一層市長部局と教育委員会がチームとして、学校の機能強化に取り組んでいきたいと考えておりますのでご協力をよろしくお願いします。

では、議題（1）①については終了といたします。

次に、「②医療的ケアを必要とする児童生徒の適切な対応について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

刀禰指導主事

医療的ケアを必要とする児童生徒への適切な対応について、説明させていただきます。

4ページの「1 背景（1）医療的ケアとは」をご覧ください。

医療的ケアとは、日常生活の中で医療機器や特別な処置を必要とするこどもに

対して、自宅等で家族などが行う医療的な生活援助行為のことを指します。

例えば、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理などが代表的な例です。

医師や看護師が行う「医療行為」とは区別されています。

「(2) 医療的ケアに関する現状と課題」に進みます。

医療的ケアを必要とすることもたちは、医療の進歩とともに年々増えています。

新生児医療の進展により、超未熟児や先天的な病気を持つ子どもが救われるケースが増え、その結果、医療的ケアを受けながらも学校に通うことができる子どもが多くなってきました。

5ページの上段、資料1をご覧ください。

具体的には、平成17年時点で全国に約1万人でしたが、令和4年には約2万人にまで増加しています。

4ページの「1 背景 (3) 医療的ケア児支援法についてに戻ります。

以上のような状況を背景に、令和3年9月には「医療的ケア児支援法」が施行されました。これは、医療的ケアを必要とすることもとその家族を、社会全体で支えていこうという法律です。

第5条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。」とあります。

第7条には、「学校（学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。」とあります。

よって、医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者が、特別支援学校ではなく小中学校への入学を希望している場合、八街市や八街市教育委員会に責務があるので、当該校は医療的ケアを必要とする児童生徒に合わせて、環境や体制を整える必要があります。

5ページの下段、資料2をご覧ください。

この法律には5つの基本理念と3機関の役割と取組についても明示しています。

基本理念については、第一に、医療的ケア児の日常生活や社会生活を社会全体で支援していくこと、第二に、一人ひとりの状況に応じて、切れ目なく支援を行

うこと、第三に、医療的ケアが不要となった後も配慮を続けていくこと、第四に、こどもと保護者の意思を最大限に尊重すること、そして第五に、居住する地域に関わらず、等しく適切な支援を受けられることです。

そして、5つの基本理念のもと、「国や地方自治体」、「保育所や学校等」、「医療的ケア児支援センター」の3つの機関に役割があります。

国や地方自治体は、保育所や学校における支援として、支援に必要な人材を確保したり、医療的ケアに関する相談に対応したりすることが主な役割です。

保育所や学校等は、国や地方自治体と連携し、手技を行う看護師等を配置する役割があります。

医療的ケア児支援センターは、各都道府県に設置されていて、保護者や学校等の相談窓口となり、医療機関等と連携して、情報の収集や発信をしたり、支援者養成研修等を実施したりすることが主な役割となっています。

6ページの資料3は、千葉県千葉リハビリセンターにあります千葉県医療的ケア児等支援センター「ぽらりす」の派遣事業の資料になります。

以上のように5つの基本理念と3機関の役割と取組によって、医療的ケア児の健やかな成長とその家族の離職の防止、ひいては安心してこどもを産み、育てることができる社会の実現に向けて機能し始めている段階であります。

4ページの「2 八街市の現状」にお戻りください。「(1) 市内児童生徒の状況」について説明いたします。

市内の小学校には、インスリン注射、導尿、グリセリン浣腸の医療的ケアが必要な児童が4名おります。

自分で処置できる自己処置の児童が3名、保護者が学校にきて処置している児童が1名おります。

市内の中学校には、インスリン注射、導尿の医療的ケアが必要な生徒が4名おりますが、4名とも、自己処置ができます。

続いて、「(2) 未就学児の状況」について説明いたします。

令和8年4月に小学校入学予定の幼児は4名おり、酸素吸入、胃ろう、経管栄養、導尿といった医療的ケアを必要としています。

うち3名は、県立特別支援学校を希望していますが、残りの1名は自己処置ができない幼児で、市内の小学校の入学を希望しております。

また、令和9年4月以降に小学校入学を予定していて医療的ケアが必要な市内

在住の児童は7名おります。この現状から、八街市内の小中学校では、医療的ケアを必要とするこどもたちを受け入れられる環境や体制を整える必要があります。

「3 今後の方向性」をご覧ください。

八街市の現状を受けて、八街市教育委員会では、まず、(1)の「医療的ケアの実施に関するガイドライン」を策定することが必要だと考えました。

このガイドラインは、市内小中学校に在籍する児童生徒を対象とした、医療的ケアの総合的な基準を示すものになります。

具体的には、手続きの流れや関係者の役割、会議の進め方、学校で配慮すべき事項、そして適切な校内体制の整え方などをまとめています。

また、(2)にありますように、支援に必要な人材の配置も重要です。

ガイドラインに沿って医療的ケアを実施するためには、医療的ケアの手技を行える看護師や准看護師の免許を持つ「メディカルソポーター」を当該校に配置したり、教育委員会や小中学校に対して医療的ケアを専門的な立場から助言する医療的ケア指導医を委嘱したりする必要があります。

医療的ケアを必要とするこどもたちが、学校で仲間と共に学び、健やかに成長できるように、八街市教育委員会が中心となって各関係機関と連携し、医療的ケアに関する環境や体制の整備を進めてまいります。

以上で、医療的ケアを必要とする児童生徒の適切な対応についての説明を終わりにします。

北村市長

現在、こどもたちの教育的ニーズは、ますます多様化しており、このような状況に応えることのできる学校づくりが求められています。

第2期八街市教育振興基本計画では「多様な教育的ニーズの把握と指導・支援の充実」が目標に掲げられ、様々な施策が展開されていることと思いますが、学びの保障をどのようにしていくかが大変重要だと感じています。

委員の皆様からもご意見を伺いたいと思います。

山田教育長職務代理者

八街市は医療的ケアについてようやくスタート地点に立った状況です。今後は、医療的ケア指導医の助言を受けながら、有益な情報交換ができる会議を行ったり、他市町村から情報を取り入れたりして、医療的ケアを必要とする児童生徒とその家族が安心して八街市に住み、市内の小中学校に通えるような体制を整えていくべきだと考えます。

吉田委員

医療的ケアの手技は、法律上、保護者か看護師または准看護師免許を有する「メディカルソーター」しかできません。保護者は、メディカルソーターがいなければ、仕事を休んで学校に行くなど、医療的ケアを必要とする児童生徒に合わせて生活しなければなりません。保護者の負担を軽減するため、メディカルソーターの雇用条件を優遇するなど、人材を確保できるよう工夫すべきだと考えます。

近藤委員

医療的ケアを必要としている児童・生徒が全国的にも増えているということでするので、これまでの調査によってニーズの把握をされてきたと思いますが、これからも丁寧な調査と実態把握をしていただいて適切なガイドラインを作成していただきたいと思います。

伊藤委員

現在、市内の小学校で1名、来年市内小学校に入学予定の幼児で1名、医療的ケアを必要としていて、自己処置できない子どもがいて、八街市教育委員会として、重要かつ至急対応すべき案件であると思います。ガイドラインの策定と医療的ケアの実施に必要な人材の配置について早急に対応すべきだと考えます。

浅尾教育長

先程、担当課から医療的ケアを必要とする児童生徒の状況について説明がありましたが、多くの生徒児童は、特別支援学校等で学んでおりますけれども、公立小中学校で学ばせたいという保護者の意向を受けて、学校の設置者が対応することが求められています。

県教育委員会においても医療的ケアについてのガイドラインを策定しておりますし、市町村レベルでガイドラインを策定している自治体が、県内でも少しずつ増えてきている状況です。

医療的ケア児とその家族を地域で支えて、学校でも安全安心に生活できるようにして行くためには、教育委員会だけではなく、保健・医療・障害福祉など様々な機関との連携が不可欠になってくると考えております。

さらには、県の健康福祉部と県教育委員会または特別支援学校などからの支援もいただきながら、障害のある児童生徒の自立や社会参加を支援するための整体制を整備していく必要があると考えてゐるところです。

北村市長

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、本市の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあります。

医療的ケア児を含めこどもたちが安全で安心して学ぶことができ、学校生活が充実するような体制づくりを皆様と考えていきたいと思います。

では、議題（1）②については終了といたします。

次に、（2）「体育館等空調設備設置について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

瀬山施設係長

議題（2）「体育館等空調設備設置について」ご説明いたします。

まず、「1. 背景」といたしまして、近年の夏の猛暑は、全国各地で過去の状況を上回る気温が記録されるなど、年々厳しさを増しております。体育の授業、部活動、集会や行事などの際に暑さを理由に体調不良を訴える児童・生徒が増えております。

また、各校に冷風機の設備はございますが、それだけでは暑さはしのげず、体育館での1学期終業式、2学期始業式、全校集会をオンラインに変更したり、中止にしたりする学校もございます。

また、学校体育館は避難所としての機能も併せ持っているため、猛暑の中で避難所となつた際に熱中症等の健康被害が懸念されます。

このようなことから、体育館等への空調設備の設置が必要となつてまいります。

続きまして、「2. 体育館空調設備設置状況」をご覧ください。

印旛郡市においてスポーツプラザ体育館のような公立体育館へ空調設備を設置している自治体は公立体育館のない3市町を除き、6市中5市で設置されており、設置されていないのは八街市のみでした。

学校体育館において空調設備を設置しているのは、成田市と富里市の2市で、印旛郡市7市2町における設置数は全183施設中30施設で設置率は16.4%でした。

4ページ目をご覧ください。

令和7年5月1日現在の都道府県別体育館等空調設備設置状況を文部科学省が公表しております。そちらによりますと、千葉県全体の設置率は27.3%、全国の設置率は22.7%で、こちらと比較いたしますと印旛郡市の設置率の方が低い状況となつております。

印旛郡の各市町にヒアリングを実施したところ、成田市、富里市はリースにより設置したこと、設置までの期間が短くできたとのことでした。成田市では、未設置の学校の設置について建替え予定以外はリースでの設置を考えているそうです。

佐倉市、印西市、栄町は工事での設置を検討しており、来年度佐倉市1校、印西市3校、栄町は今年度4校の設置を予定しているとのことでした。四街道市、酒々井町については、体育館空調自体の設置について、まだ、検討していないとのことでした。

続きまして、「3. 国の動向」について説明いたします。

5ページ目の資料2と併せてご覧ください。

国においては、令和17年度までに体育館空調設備設置率を95%とする目標を掲げており、令和6年12月には新たに空調設備整備臨時特例交付金が創設されました。

この特例交付金は、避難所に指定されている公立小学校中学校体育館、武道場への冷暖房設備の設置工事、併せて実施する断熱性確保工事、キュービクルの設置・更新などの電源確保工事や建具の改修工事等の関連工事が補助の対象となっております。

期限が令和15年度までの補助事業となっておりますが、対象工事費の1/2が交付対象となります。

また、残りの1/2については地方債の対象、その1/2が交付税算入されままでの、実質1/4が市の負担となります。

また、その後の電気代も交付税算入されるといったものとなっております。

スポーツプラザ体育館においては、スポーツ振興くじ(toto)の助成事業や対象事業費の全額が起債対象となる緊急防災・減災事業債、対象事業費の3分の1が交付対象となるスポーツ施設(社会体育施設)整備事業の補助金など様々な支援が用意されております。

最後に「4. 設置方針」と6ページ目資料3をご覧ください。

設置計画ですが、一般市民の方の利用が多く、地震災害時には避難所として早期に開設されるスポーツプラザ体育館、部活動などで夏場でも利用頻度の高い中学校体育館、その後、小学校体育館、中学校武道場の順での設置計画を考えております。

概算の事業費は、単年度当たりの事業費は約2億円程度から約3億7千万円程度で体育館空調の合計で約14億円程度かかる見込みですので、先ほど申し上げました補助金や起債を活用して行ってまいりたいと考えております。

体育館の空調設備の設置が完了したのちは、設置から15年が経過し、耐用年数を迎える普通教室、特別教室の空調設備の更新を行う計画で進めていきたいと考えております。

各小中学校からの要望や近年の夏の猛暑の状況、補助事業等の国その後押しを考慮すると、空調設備の導入及び更新は必要なものであり、このような計画で進めてまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

北村市長

近年の夏の猛暑は、全国各地で過去の状況を上回る気温が記録されるなど、年々厳しさを増しており、児童・生徒の学習の場であり、災害時の避難所ともなる体育館や武道場への空調設備の必要性は、ますます高まっていると感じます。

委員の皆様からもご意見を伺いたいと思います。

山田教育長職務代理者

体育館空調を導入する学校の順番については、夏休みに部活動でも使用し、真夏の使用率は中学校4校のほうが高くなるため、中学校体育館、小学校体育館という順番は妥当な順番だと考えております。

吉田委員

有利な補助金があるのであれば、それを使わない手はないと考えます。

空調設備の設置計画を立てる以上は、計画に沿って整備を進めることが重要です。毎年の進捗状況をしっかりと把握し、行っていただきたいと考えております。

近藤委員

体育館は、災害が起きたときの避難所となるものです。避難して来た方が、熱中症になってしまっては、避難所の機能を満たさなくなるのではないか。そのような方が一のことを考えたら、体育館空調は必要不可欠になると考えております。

伊藤委員

体育館への空調設備については、近年の暑さを考えたら、なくてはならないものだと考えます。

子供たちのためには、空調設備がないと活動が制限されてしましますので、ぜひとも、導入していただきたいと考えております。

浅尾教育長

体育館等空調設備の設置につきましては、市議会の一般質問でも度々、取り上げられているテーマです。

これまで、「国の補助事業等の動向を注視して、情報収集に努めてまいります」と答弁してまいりましたが、昨年12月に創設された空調設備整備臨時特例交付金は、補助率が2分の1、補助単価が従来の1.5倍に設定され、地方負担額の100パーセントに地方債の充当が可能となっております。

また、空調設備の光熱費につきましても、新たに普通交付税措置が講じられるなど、これまで以上に優利な条件が設定されていると考えております。

補助期限につきましては令和15年までとなっておりますが、過去の例ですと、耐震改修や教室への空調設備設置の際にも期限が近づくほど、多くの自治体によ

る事業が集中して、計画どおりに事業が実施できないということがありました。

そこで、市の財政負担や業務量を平準化した上で、早い時期から計画的に整備をして行く必要があるのではないかと考えておりますので、皆様のご理解をいただければと考えております。

北村市長

ご承知のとおり、計画は計画を立てることが重要ではなく計画を実行することが重要となります。計画どおりに事業が進むよう皆様と計画の推進に努めていきたいと思いますのでご協力をお願ひいたします。

ほかに、ご意見がございましたら、お願ひします。

それでは、意見もないようですので、議事を終了させていただきます。

皆様からいただいたご意見につきましては、今後、事務を進めていく中で、改めて市長部局と教育委員会が一体となって様々な課題を関係機関や関係各課等と協議してまいりたいと思います。

円滑かつ有意義な会議運営にご協力をいただき、ありがとうございました。

以上で、進行を事務局へお返しいたします。

総務課総務係長

ありがとうございました。

会議次第の「その他」につきまして、皆様から何かござりますでしょうか。

それでは以上をもちまして、令和7年度第1回八街市総合教育会議を閉会いたします。

本日はありがとうございました。